

スーパー定期預金 自動継続スーパー定期預金 規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第5項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第8条第5項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. (預金の支払時期)

スーパー定期預金は、通帳(証書)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (自動継続)

(1) 自動継続スーパー定期預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の通帳式のスーパー定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

4. (利息)

4-1 スーパー定期預金の利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳(証書)記載の中間払利率によって計算した中間払利息(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、中間払日にこの預金と満期日を同一とするスーパー定期預金とし、その利率は中間払日における当行所定の利率を適用します。

② 中間払利息(中間払日複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

4-2 自動継続スーパー定期預金の利息

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および通帳(証書)記載の利率(継続後の預金については第3条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および

び通帳(証書)記載の中間払利率(継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間払利息(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 中間払利息(中間払日複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の中間払利息、および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払日にこの預金と満期日を同一とするスーパー定期預金とし、その利率は、中間払日における当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続2年スーパー定期預金に継続します。

③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金します。

また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます)は満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

4-3 スーパー定期預金複利型の利息

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

4-4 自動継続スーパー定期預金複利型の利息

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および通帳(証書)記載の利率(継続後の預金については第3条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普

通預金の利率により計算します。

5. (期限前解約、付利単位)

(1) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合、および第8条第4項または第5項の規定により解約する場合にはその利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。なお、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって計算(複利型は6か月複利の方法により計算)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額)と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

なお、スーパー定期預金複利型については、預入日の1年後の応当日以後であれば、満期日前に解約する場合、次の範囲で元金の一部を1万円以上1円単位の金額にて一部解約することができます。

- イ. この預金の元金金額が300万円を超える場合
元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ロ. この預金の元金金額が300万円未満の場合
元金金額のうち任意に指定した金額部分

この場合、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。

一部解約後の残余の預金についての利息は、一部解約日以降も約定利率を適用して計算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満 約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- C. 1年以上2年未満 約定利率×30%
- D. 2年以上3年未満 約定利率×55%
- E. 3年以上4年未満 約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×15%
- C. 1年以上2年未満 約定利率×20%
- D. 2年以上3年未満 約定利率×40%
- E. 3年以上4年未満 約定利率×70%
- F. 4年以上5年未満 約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上2年未満 約定利率×15%
- D. 2年以上3年未満 約定利率×30%
- E. 3年以上4年未満 約定利率×50%
- F. 4年以上5年未満 約定利率×75%

⑤ 預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上2年未満 約定利率×15%
- D. 2年以上3年未満 約定利率×25%
- E. 3年以上4年未満 約定利率×40%
- F. 4年以上5年未満 約定利率×65%
- G. 5年以上6年未満 約定利率×80%
- H. 6年以上7年未満 約定利率×85%

⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上2年未満 約定利率×10%

- C. 2年以上3年未満 約定利率×20%
- D. 3年以上4年未満 約定利率×35%
- E. 4年以上5年未満 約定利率×55%
- F. 5年以上6年未満 約定利率×70%
- G. 6年以上7年未満 約定利率×75%
- H. 7年以上8年未満 約定利率×80%
- I. 8年以上9年未満 約定利率×85%
- J. 9年以上10年未満 約定利率×90%

(2) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第4条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、次により取扱います。

なお、証書式の場合であっても、中間利息定期預金については証書を発行しません。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネーロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

8. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに取引店に提出してください。

但し、当行で所有するタブレット端末で受付し、解約により払い戻した資金をこの預金と同一店舗、同一預金者の普通預金口座に振替入金する場合に限り、入金する普通預金口座のキャッシュカードおよび定期預金の通帳を提出し、画面表示等の操作手順に従って、定期預金の口座番号、預金番号、普通預金口座の届出の暗証番号その他の事項を正確に入力してください。

この場合、払戻請求書を提出する必要はありません。(法人名義の預金および証書式定期預金は除く)

(3) この預金の一部について解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに取引店に提出してください。

(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に

解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金および通帳（証書）を当行の承諾なく、譲渡または質入れした場合。
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 第7条に定める取引等の制限が、1年以上に渡って解消されない場合
 - ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (5) 前項のほか次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する 行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為

9. (本規定の変更)

(1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。

- ① 契約者の一般の利益に適合する場合
- ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

(2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生

するものとします。

- (3) 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以上
2020年9月1日現在